

議案第 105 号

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。